

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例

昭和六十二年十二月二十三日  
条例第十七号

改正 平成 元年 七月 五日条例第一七号 平成 七年 三月三一日条例第五号  
平成 九年 三月二八日条例第二三号 平成一一年 九月三〇日条例第二六号  
平成一一年一二月二二日条例第三二号 平成一二年一二月二二日条例第四七号  
平成一七年 九月三〇日条例第二七号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法第二百四十四条の二第一項の規定により、佐倉市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 市民文化の向上及び福祉の増進並びに市民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会をつくるため、コミュニティセンターを設置する。

(名称及び位置)

第三条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐倉市志津コミュニティセンター	佐倉市井野七九四番地一
佐倉市西志津ふれあいセンター	佐倉市西志津四丁目一番二号
佐倉市和田コミュニティセンター	佐倉市八木八五〇番地一
佐倉市佐倉コミュニティセンター	佐倉市宮前三丁目四番地一

(業務)

第四条 コミュニティセンターの業務は、次のとおりとする。

- 一 市民文化の向上及び福祉の増進を図るための施設の提供
- 二 会議及び集会等のための施設の提供
- 三 その他施設の目的を達成するために必要な業務

(使用の承認)

第五条 コミュニティセンターを使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、使用承認に条件を付けることができる。

(使用の制限)

第六条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、使用を承認しない。

- 一 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- 二 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- 三 管理上支障があると認めるとき。
- 四 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不適當と認めるとき。

(使用承認の取消し等)

第七条 市長は、使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
  - 二 前条各号の一に該当したとき。
  - 三 使用者が承認を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸したことが明らかになったとき。
- 2 市長は、コミュニティセンターの管理運営上、やむを得ない事情が生じた場合は、承認変更又は取消しをすることができる。
- 3 市長は、第一項に該当する使用承認の取消し等により使用者が損害を生じてもその賠償の責を負わない。

(使用期間)

第八条 別表第一に定める施設の使用に関しては、同一使用者が同一施設を引き続き三日（佐倉市西志津ふれあいセンターの展示室については、引き続き十四日）を超えて使用することはできない。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(使用料)

第九条 使用者は、別表第一及び別表第二に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第十条 市長が特に必要があると認めたときは、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第十一条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等)

第十二条 使用者は、コミュニティセンターを使用するに当たり特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(販売行為の禁止)

第十三条 コミュニティセンター及びその敷地内においては、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第十四条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、原状回復に要する費用を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第十五条 使用者がコミュニティセンターの施設及び設備を損傷又は滅失したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、コミュニティセンターの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則（平成元年七月五日条例第一七号）

この条例は、平成元年十月一日から施行する。

附 則（平成七年三月三十一日条例第五号）

この条例は、平成七年七月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二八日条例第二三号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年九月三〇日条例第二六号）

この条例は、平成十一年十二月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二二日条例第三二号）

この条例は、平成十二年十一月一日から施行する。

附 則（平成十二年十二月二二日条例第四七号）

この条例は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月三〇日条例第二七号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

別表第 1

使用区分	使用単位	午前 9 時から	午後 1 時から	午後 6 時から	午前 9 時から
		正午まで	午後 5 時まで	午後 9 時まで	午後 9 時まで
	ホール	4,830円	6,400円	7,660円	18,890円
	大会議室	1,470円	1,990円	2,310円	5,770円
	第 1 会議室(調理室)	840円	1,050円	1,260円	3,150円

佐倉市志津 コミュニテ ィセンター	施設	第2会議室	520円	630円	730円	1,880円
		第3会議室	520円	630円	730円	1,880円
		集会室（視聴覚室）	630円	840円	1,050円	2,520円
		和室1			630円	
		和室2	420円	520円	630円	1,570円
		茶室	310円	420円	520円	1,250円
		ゲートボールコート	2時間につき 1コート420円			
	多目的グラウンド	2時間につき520円				
	設備	ホール映写設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円
		ホール放送設備	940円	940円	940円	2,820円
視聴覚室視聴覚設備		1,050円	1,050円	1,050円	3,150円	
調理室調理設備		520円	520円	520円	1,560円	
佐倉市西志 津ふれあい センター	施設	ホール	2,620円	3,480円	4,180円	10,280円
		会議室	1,050円	1,260円	1,470円	3,780円
		展示室	1,660円	2,210円	2,660円	6,530円
	設備	ホール舞台用照明設備	2,140円	2,140円	2,140円	6,420円
		ホール映写設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円
		ホール音響設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円
		ホールコンサート用 ピアノ	1,840円	1,840円	1,840円	5,520円
佐倉市和田 コミュニテ ィセンター	施設	ホール	3,200円	4,270円	5,130円	12,600円
		高齢者談話室				
	設備	ホール放送設備	940円	940円	940円	2,820円
		ホールコンサート用 ピアノ	1,840円	1,840円	1,840円	5,520円
佐倉市佐倉 コミュニテ ィセンター	施設	ホール	1,740円	2,320円	2,780円	6,840円
		音楽練習室	470円	630円	760円	1,860円
		第1会議室	210円	280円	330円	820円
		第2会議室	490円	660円	790円	1,940円
		第3会議室	450円	600円	720円	1,770円
		第4会議室	460円	620円	740円	1,820円
		調理室	690円	920円	1,110円	2,720円
		和室1	240円	330円	390円	960円
		和室2			390円	
	設備	ホール音響設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円
		ホール舞台用照明設備	2,140円	2,140円	2,140円	6,420円
		ホールコンサート用 ピアノ	1,840円	1,840円	1,840円	5,520円
		調理室設備	1,040円	1,040円	1,040円	3,120円
	水屋設備	160円	160円	160円	480円	

備考

- 1 佐倉市志津コミュニティセンターの和室1及び佐倉市佐倉コミュニティセンターの和室2は、午前9時から午後5時まで、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。
- 2 展示室を使用する場合において、当該使用期間の中にコミュニティセンターの休所日があるときは、当該休所日に係る使用料は、徴収しない。

- 3 高齢者談話室は、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。
- 4 市内在住者以外の者が使用する場合は、使用単位における使用料（以下「単位使用料」という。）の10割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 5 入場料及びこれに類するものを徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合は、単位使用料の20割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 6 使用単位を超過した場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、当該単位使用料及び割増使用料の合計額の3割の額を超過使用料として別に徴収する。

別表第2

使用区分		使用単位	午後1時から 午後8時30分まで	
佐倉市佐倉コミュニティセンター	市民風呂	小学校就学前の者	1回につき	無料（無料）
		小学生及び中学生	1回につき	150円（225円）
		一般	1回につき	300円（450円）
		60歳以上の者	1回につき	無料（225円）

備考 括弧内の額は、市内在住者以外の者が使用する場合の額とする。

注 平成18年4月1日から施行  
別表第2中

「 1回につき 無料（225円） 」  
を

「 1回につき 200円（300円） 」  
に改める。